

令和6年第2回東浦町議会定例会議案等一覧表

1 議案等

区 分	件 数	
	令和6年第2回	令和5年第2回
1 条 例	2	3
(1) 制 定	1	0
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	1	3
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	3	1
(1) 一 般 会 計	1	1
(2) 特 別 会 計	1	0
(3) 企 業 会 計	1	0
3 その他の議案等	4 (3)	22
計	9 (3)	26

2 専決処分

区 分	件 数	
	令和6年第2回	令和5年第2回
1 承 認	6	0
(1) 条 例	3	0
(2) 予 算	3	0
2 報 告	0	1
計	6	1

※ () は開会日以降に配布予定

令和6年第2回東浦町議会定例会議案等概要
(予算関係議案を除く。)

第1 同 意

1 固定資産評価審査委員会委員の選任について（同意第1号）

次の者を令和6年7月1日から固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、
地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

と だ ひろ かず
戸 田 宏 和 （再任）

東浦町大字緒川 昭和37年生

第2 承 認（専決処分：条例（一部改正））

1 東浦町税条例の一部改正について（承認第2号）

地方税法の一部改正（公布：令和6年3月30日等、施行：令和6年4月1日等）
に伴い、所要の規定を整備する。

施行日：令和6年4月1日

（1）町民税

ア 令和6年能登半島地震に係る損失金額について、令和5年に生じたものとし
て令和6年度の雑損控除の適用を可能とする。

イ 定額減税について規定を整備する。

(2) 固定資産税

ア 固定資産税の課税標準を軽減する特例として、課税標準となるべき価格に乘じる割合を次のとおり定める。

対象	割合
バイオマス発電設備（出力が10,000kW以上20,000kW未満のもの）のうち一般木質・農作物残さ区分に該当するもの	6 / 7
都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産	1 / 2

イ 土地に係る固定資産税の負担調整措置を3年間(令和8年度まで)延長する。

2 東浦町国民健康保険税条例の一部改正について（承認第3号）

地方税法施行令の一部改正（公布：令和6年3月30日、施行：令和6年4月1日等）に伴い、所要の規定を整備する。

施行日：令和6年4月1日

軽減対象となる所得基準額を引き上げ、均等割額及び平等割額の軽減対象を拡大する。

(1) 5割軽減に係る所得基準額

(現 行)：43万円＋29万円×被保険者数

(改正後)：43万円＋29.5万円×被保険者数

(2) 2割軽減に係る所得基準額

(現 行)：43万円＋53.5万円×被保険者数

(改正後)：43万円＋54.5万円×被保険者数

3 東浦町都市計画税条例の一部改正について（承認第4号）

地方税法の一部改正（公布：令和6年3月30日、施行：令和6年4月1日等）に伴い、所要の規定を整備する。

施行日：令和6年4月1日

- （1）都市計画税の課税標準を軽減する特例として、課税標準となるべき価格に乗じる割合を次のとおり定める。

対象	割合
都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産	1／2

- （2）土地に係る都市計画税の負担調整措置を3年間（令和8年度まで）延長する。

第3 議 案：条例（制定）

1 東浦町水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について（議案第25号）

東浦町水道事業及び下水道事業審議会を設置する。

施行日：令和6年7月1日

（1）所掌事務

- ア 水道料金及び下水道使用料に関する事項
- イ 水道事業及び下水道事業の運営及び経営に関する事項
- ウ その他町長が特に必要と認める事項

（2）委員

- ア 委員は12人以内
- イ 次の者のうちから町長が委嘱する
 - （ア）学識経験を有する者
 - （イ）水道又は公共下水道の利用者
 - （ウ）公募により選考された者
 - （エ）その他町長が必要と認める者

第4 議 案：条例（一部改正）

- 1 東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について（議案第26号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（公布：令和5年6月9日、施行：令和6年5月27日）に伴い、所要の規定を整理する。

施行日：公布の日

第5 議 案：契約の締結

- 1 工事請負契約の締結について（於大公園再整備工事（6－1））（議案第30号）

工 事 名	於大公園再整備工事（6－1）
路線等の名称	於大公園
工 事 場 所	知多郡東浦町大字緒川字沙弥田地内始め
工 事 概 要	敷地造成工 公園施設撤去工 於大公園サイクルセンターの解体工事に伴う建築工事一式
契 約 金 額	67,980,000円
契約の相手方	知多郡東浦町大字藤江字柳牛28番地の1 株式会社ヒューテック 代表取締役 長坂 勝之
契 約 の 方 法	一般競争入札

2 工事請負契約の締結について（小中学校校舎照明ＬＥＤ化工事（その２））（議案第31号）

工 事 名	小中学校校舎照明ＬＥＤ化工事（その２）
路線等の名称	東浦町立緒川小学校始め２小学校及び北部中学校始め２中学校
工 事 場 所	知多郡東浦町地内
工 事 概 要	既設校舎の照明ＬＥＤ化工事に伴う電気設備工事一式
契 約 金 額	62,775,900円
契約の相手方	半田市柊町５丁目10番地12 株式会社エフテック 代表取締役 福庭 文明
契 約 の 方 法	一般競争入札

第6 議 案：未処分利益剰余金の処分

令和５年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（議案第32号）

令和５年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金398,350,839円のうち153,432,908円を資本金に組み入れたいので、地方公営企業法第32条第２項の規定により議会の議決を求める。なお、残余は繰り越すものとする。